

利用者様への虐待防止に関する指針

社会福祉法人 清峰会
さざなみ学園

利用者様への虐待防止に関する指針

さざなみ学園

第1条 目的

「社会福祉法人清峰会（以下「法人」という。）」が運営する「障がい者支援施設さざなみ学園（以下「さざなみ学園」という。）」は、国が定める「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」などの法令（以下「関係法令」という。）の定めに従い、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めます。

第2条 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為を言います。

①身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。（蹴る・殴る・たばこを押しつける・熱湯を飲ませる・食べられないものを食べさせる・食事を与えない・戸外に閉め出す・部屋に閉じ込める・縄などで縛る等）

②性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。（性交・性的暴力・性的行為の強要・性的雑誌やDVDを見るように強いる・裸の写真や映像を撮る等）

③心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫・「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す・成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける・馬鹿にする・無視する・他者と差別的な対応をする等）

④ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前（3）に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。（自己決定とあって放置する・失禁をしていても衣服を取り替えない・栄養不良のまま放置・病気の看護を怠る・話しかけられても無視する・拒否的態度を示す等）

⑤経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。
（利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分）

第3条 虐待防止委員会の設置

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会（以下「委員会」という。）」を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

（1）委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。

- (2) 委員会の委員長は、施設長が指名する。
- (3) 委員会の委員は、施設長、課長、係長、支援員、看護職員、栄養士とする。
- (4) 委員会は月1回、その他委員長が必要と認めた時に開催する。
- (5) 委員会の審議事項等
 - ・ 基本理念、行動規範等、職員への周知に関すること。
 - ・ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
 - ・ 虐待防止マニュアルの整備に関すること。
 - ・ 日常業務における困難事例の検討等、適切な支援方法の協議に関すること。
 - ・ 虐待防止自己チェックの取りまとめに関すること。
 - ・ 虐待発見時の対応に関すること。
 - ・ その他人権侵害、虐待防止等に関すること。

第4条 虐待防止に関する責務等

- (1) 虐待防止に関する統括は管理者が行い、責任者は施設長が氏名した者とする。
- (2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、職員に虐待の防止を啓発・普及を推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない
なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、マニュアルに基づき、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

第5条 虐待の早期発見等への対応

1. 虐待を判断するポイント

■虐待をしていると言う「自覚」は問わない

虐待している側の自覚は問いません。

自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合も、障がい者は苦痛を感じたり、生活上困難な状況に置かれていたりすることがあります。

虐待しているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があります。

■障害者本人の「自覚」は問わない

障害者本人から訴えないケースでは、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険があります。

■親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

施設や就労現場で発生した虐待の場合、障がい者の家族への事実確認で「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがあります。

これは、障がい者を預かってもらっているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそのような態度を取らせているとも考えられます。

家族からの訴えない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、障がい者本人の支援を中心に考える必要があります

■虐待の判断はチームで行う

障がい者虐待の事案に対する判断は、担当者一人で行うことを避け組織的に行うことが必要です。その前提として、それぞれの組織の管理職が虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要です。

■感覚のマヒが虐待を助長する場合がある

同僚や周囲の人々が暴力や体罰を「仕方がない」として容認してしまうと、感覚がマヒし、次第にエスカレートしても「悪いことをしている」という自覚が出来なくなる傾向があります。

■見て見ぬふりが虐待を助長する場合がある

虐待を見て見ぬふりをしていると、次第に助長され、隠ぺいやエスカレートして制御できなくなる傾向があります。

2. 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮すること、また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図ること、また、行政に通報・相談することとします。

さらには、発生要因を十分に調査・分析するとともに、再発防止に向けて組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努めることとします。

第6条 職員等が留意すべき事項

職員は、さざなみ学園の基本理念及び行動規範に掲げる利用者の人権を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとします。

(以下、さざなみ学園作成「虐待の芽（不適切支援）チェックリストより）」

- ①利用者自身で着脱できるにも関わらず、時間がかかりすぎると言う理由で介助を行わないこと。
- ②食事の時間がかかるため、職員のペースで介助や終了をしないこと。
- ③時間短縮やリスク軽減を重要視し、利用者の残存能力に配慮しない支援を行わないこと。
- ④利用者や保護者の意向、同意を得ず、食事形態の変更等を行わないこと。
- ⑤利用者への声かけを、目線を合わせずに行わないこと。
- ⑥利用者の呼びかけた要望に対して、「ちょっと待って」と対応時間等を伝えず、長時間放置しないこと。
- ⑦時間の理解が困難な利用者に対して「～時まで待ってて」、「あと～分だから」と伝えないこと。
- ⑧利用者の呼びかけを無視したり、意見や訴えに対して否定的な態度を取らないこと。
- ⑨トイレの訴えをする利用者に対して、「さっきも行ったよね」などと言って後回しにしないこと。
- ⑩利用者に対して威圧的な態度、命令口調で接しないこと。
- ⑪立位が保てない利用者に対し、立てるように工夫をせず「ちゃんと立って」などの強い口調で言わないこと。
- ⑫利用者に対し「ちゃんとしないと～しないから」等の強制をしないこと。
- ⑬利用者に対して友だち感覚で接したり、子ども扱いをしないこと。

- ⑭利用者に対して、あだ名やちゃん付け、呼び捨てをしないこと。
- ⑮利用者に対して、声かけをせずに支援したり、ノックをせずに居室に入ったりしないこと。
- ⑯他者から見える位置で利用者の衣類着脱を行わないこと。
- ⑰利用者に対して、洗濯物などを投げて渡したり、ボールなどをふざけてぶついたりしないこと。
- ⑱利用者や利用者の家族の悪口を言わないこと。
- ⑲支援中、利用者の拒否などがあって時間がかかっても、他の職員に迷惑が掛かるなどと思って焦らないこと。
- ⑳決まった理由、設定されたルール以外の行動制限をしないこと。

(附則)

1. この指針は、令和4年1月1日より施行する。